

〈参考文献：廃棄物〉

『ごみ有料化』

平成 19 年 4 月 30 日、丸善(株)会社・発行

山谷 修作[著]

まえがき

全国の市町村で家庭ごみの有料化が進展している。家庭ごみの有料化とは、住民がごみ処理費用の一部を、ごみ排出量に応じて手数料として負担することである。有料化の背景として、次の事が挙げられる。

- ①家庭ごみ有料化は、最終処分場の逼迫に直面する自治体にとって、ごみ減量化に有効な手段であるとの認識が深まった。
- ②循環型社会づくりの進展で、「ごみの発生抑制」に対して有料化が有力な手段になった。
- ③容器包装リサイクル法の成立で、各自治体はリサイクルの強化に乗り出したが、税金で分別・資源化を行うことが、財政面で困難になってきた。
- ④自治体が資源物の分別・資源化を実施する際、可・不燃ごみを有料化すれば、資源物の分別適正化への経済的インセンティブを提供できる。
- ⑤地域住民の間に、有料化によってごみ減量の努力をする人と、しない人の公平性の確保が図れるとの認識が広まってきた。
- ⑥国や環境省が有料化導入の方針を打ち出し、多くの都市（大都市も含む）が、導入するようになってきた等。

導入に際しては、住民に新たな負担を求めることになるので、理解が得られるよう丁寧な説明が大切。又導入後のリバウンド現象にも注意する必要がある。本書は『月刊廃棄物』に掲載された「最新・家庭ごみ有料化事情」に加筆・修正したものである。

第 1 章 家庭ごみ有料化施策の展開

1. 家庭ごみ有料化の意義

家庭ごみの有料化とは、排出者に排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担してもらう制度である。有料化において「指定袋」が手数料徴収の媒体となる。有料化の主たる目的は「ごみ減量・リサイクル推進」と「減量する人と、しない人の負担の公平性の確保」にある。（住民の意識改革、リサイクル・適正処理費用の確保等もある。）

税金によるごみ処理では、ごみ処理にコストがかかることを、排出者にシグナル（情報伝達）出来ない。税金で賄われていると、ごみ減量やリサイクルの取り組みが、住民にとって金銭的なメリットに結びつかないから、ごみの排出を抑制したり、手間をかけて資源物をきちんと分別する誘因を十分に提供できない。

また、税負担はごみの排出量と関係をもたないから、ごみ減量に努力する人と、しない人の負担の公平性が確保できない。

2. 有料化をめぐる近年の政策動向

中央環境審議会は2005年2月、「市町村における一般廃棄物のあり方」についての意見具申をまとめた。その中で有料化の推進について、次のように提言している。

「一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要である。一般廃棄物処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図れること、住民（消費者）の意識改革につながる事等から、一般廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されているところである。・・・」。これを受けて、環境大臣は廃棄物処理法に基づく「基本方針」を改正した。新・基本方針は自治体の役割について「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との文言で、国の基本方針として、有料化推進が打ち出された。

一方、地方自治体による手数料徴収について、一部の団体から「特定の者のためにする手数料徴収（身分証明書、印鑑証明書等）をごみ処理手数料に適用することは、法理的に解しがたい」との意見が出された。しかし、「住民は、ごみ処理サービスの提供の受益者となることから、特定の者であり、それが多数であるにすぎない。」との見解表明で、法的根拠をめぐる論争は収拾した。

3. 都道府県による市町村の有料化への支援策

一般廃棄物行政は市町村の自治事務であるが、都道府県としても一定の役割を担っている。廃棄物処理法第4条2項では、一般廃棄物行の減量や適正処理について「必要な技術的援助」を与えるよう努めなければならない、と定めている。一般廃棄物の処理計画を定め、これを上位計画として市町村は廃棄物処理基本計画を策定する。

都道府県に対するアンケート調査では、多数の県が情報提供、意見交換、検討会、モデル事業補助等様々な手段を用いて区域内自治体の有料化を支援していたが、わき役に徹するというものであった。

4. 有料化の制度設計上の課題

有料化の検討は、審議会を立ち上げて行われる。審議会は、市民団体、自治会、事業者、公募市民、学識者などで構成される。そこでの主要なアジェンダは、有料化の必要性と導入の是非、有料化する場合の制度の在り方の検討である。

有料化の制度設計については、①手数料の徴収方法、②手数料体系の選択、③対象ごみの選定、④減免制度、⑤手数料収入の運用方法等が検討対象にされる。その他、資源物収集の拡充、戸別収集法の検討などに着手する自治体もある。

5. 有料化にあたって取り組み課題

有料化に対応した住民のごみ減量化のルートは、2つある。

(1) 減量化のルートの1つは「発生抑制」である。(注、事業者側の発生抑制に対する責務もあるが、ここでは住民側の対応が述べられている。) ごみにならない製品を選んで購入、物を大切に永く使用する、マイバッグの持参等の発生抑制の工夫がある。

(2) は「資源化可能物」の分別回収である。このルートは行政による受け皿整備と住民の協力により、かなり確実な効果が見込める。手数料水準を適切な水準にして十分な価格シグナルを与え、減量の受け皿として、資源分別収集の充実等をセットにする事により、有効な効果が得られる。以下に示す。

①減量の受け皿整備：受け皿としての資源物収集の充実が欠かせない。行政だけでなく、住民の自主的活動としての集団資源回収の活発化にも注力する必要がある。行政が取り組むべきは、自治会・町内会・市民団体からのヒヤリングを通して、情報収集が大切である。

②奨励的施策の併用：市民・事業者の自主的な取り組みをサポートする奨励的施策は発生抑制効果をサポートすることが期待される。エコショップ認定制度、エコオフィス認定制度、マイバックキャンペーン制度等の支援策がある。

③事業系ごみ対策の充実：リバウンド減少を分析すると事業系ごみが増加している場合が多い。事業系ごみ対策は不可欠である。

④戸別収集の導入：収集方法をステーション収集から戸別収集に切り替えると、排出ルートの遵守が確保され、ごみ減量効果が高まる。排出者責任の明確化、排出マナーの向上が期待できる。

⑤資源化有料物の是非：資源物の分別収集を拡充すると、資源回収コストが膨らむ。とくに容器包装プラスチックはかさばるので、収集単価は高くなる。有料にするか無料にするかが問題になる。

6. 有料化によりもたらされるもの—指定袋のダウンサイジングによるごみ減量—

戸別収集で資源ごみ分別回収が強化されると、自治区内は容量の小さい袋にチャレンジする競争意識が起こる。45ℓ袋→30ℓ袋→20ℓ袋。

7. 有料化施策を成功に導くプロセス

「手数料は高く、住民には負担をかけないように」と言う相矛盾する言い方をしてきた。住民、事業者、自治体が地域の実情に合ったスキームを作り、協働して取り組むことが大切である。

第2章 家庭ごみ有料化の実施状況

2006年10月時点での全国の調査結果・・・省略

第3章 有料化の目的と制度運用

2005年2月に実施した全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査（1）から。

手数料設定について：電気・水道等の公共料金はコストベースで設定されている。家庭ごみ有料化においては、公共料金一般の「総費用」ではなく、総費用の一定割合である。この一定割合決定にあたっては「近隣自治体の手数料見合い」「市民の受容性重視」「減量インセンティブ」等の要素が入る。→地域の实情に合った手数料設定にするべきだ。

第4章 有料化の効果と制度運用上の工夫

2005年2月に実施した全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査（2）から。

有料化による減量効果と有料化によるデメリット（不法投棄の増加等）制度運営の留意点について。有料化初年度に10%以上減量効果があった市は半数以上に及んだ。以下省略

第5章 韓国ソウル市の家庭ごみ有料化

省略

第6章 高い手数料水準での有料化

北海道十勝地方の有料化の実践：有料化推進要因として、厳しい財政状況の下、ごみ処理財源確保とごみ減量の必要性、が内部要因とあった。

第7章 超過量方式の有料化

高山市と佐世保市の取り組み：高山市は有料シール方式、リバウンドとの闘い。佐世保市は無料・有料の2段階方式。リバウンドは今後の課題。

第8章 多摩地区における有料化の伝播

第9章 八王子市の有料化への取り組み

事業系ごみ対策も重要で、市内の小売店に対して、レジ袋削減、簡易包装、ばら売り、量り売り、環境配慮製品の品ぞろえ強化、等に取り組むための「エコショップ認定制度」を2006年から開始した。

第10章 有料化の制度設計に取り組んだ町田審議会

第11章 ごみ減量化とヤードスティック競争

ヤードスティックとは、長さを図る物差しの事で、転じて「評価指標」のこと。JR,NTT等に競争を期待して導入されてきた。多摩地区30市のごみ減量にこの方式を使う。

第12章 戸別収集の効果とコスト

多摩地域の有料化の特徴の一つは、「戸別収集」を導入したことである。(ただ、集合住宅の場合は、従来通り敷地内のステーション方式)。戸別収集は減量効果を強化し、持続させることにつながった。

戸別収集の目的は「排出者責任の明確化」にある。多くの利点がある。①戸別の改善と可・不燃ごみの減量、②排出マナー改善による町の美化、③カラス被害の減少、④その他、ステーション設置によるトラブルの回避、高齢者にとっての排出負担の軽減、事業系ごみの切り離し、廃家電製品などの不法投棄の減少。

反対意見としては、経費を考慮すると従来通りの方法がよい。家の前に置くことで、プライバシーの問題が生じる、等。

ただ、収集効率の低下は否めない。収集運搬費の増加は、40%～0%まで、まちまちだが、収集方法の改善と習熟努力により、かなり圧縮できる。(便数の減少やごみの減少等)

第13章 不法投棄・不適正排出対策

2005年2月に実施した全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査から、有料化して不法投棄が「増加した」との回答は36.1%、「増加しない」47.2%で、増加しない方が多かった。自治体や自治会役員による指導等で、不法投棄・不適正排出対策に懸命に取り組んだ結果とみることができる。

有料化した当初は、空き地、山林、河川への不法投棄や指定袋を使用しない不適切処理増加が心配される。対策として、監視員によるパトロール・回収・指導、監視カメラや警告看板の設置、郵便局、新聞販売店等との情報提供協定、通報者への報償提供がある。集合住宅の場合に不適切処理が起きやすく対策が必要である。

第14章 事業系ごみ対策と公企業の役割

1. 地方自治体による事業系ごみ対策：事業系ごみは次のどれかの方法で処理される。

①許可業者委託（自治体の清掃工場へ搬入）、②自己搬入、③家庭ごみ収集への排出。

ごみの内容は、紙類、厨芥類で約7割を占める。(京都市の例)、京都市の場合、「事業系ごみ減量・リサイクルを進める上で何が必要か」→「ごみ減量で処理料金が軽減される仕組み」が全体の47%、次いで「リサイクル受け皿の整備」30%を占めた。この事は、排出事業者と搬出許可業者との間の契約がそのようになっていないことを示唆している。

改善策として、i) リサイクルの受け皿整備（古紙類、カン、ビン等）、ii) 経済的インセンティブの提供（搬入手数料に見合う有料ごみ袋の提供）、iii) 搬入時検査と指導（資源ごみの分別）、iv) 排出事業者の指導（減量計画書の作成、提出など）が考えられる。

2. 会社による事業系ごみ対策：札幌市の例、人口188万人の札幌市は、事業系ごみが6割近くを占め、環境事業公社を設立して対応した。そして、収集運搬業者を公社に一元化

し、収集運搬を合理化し、木くず、紙くず、廃プラスチックによる資源化工場（RDF）、カン、ビン、ペットボトルの一括収集と自動選別、生ごみの飼料化・堆肥化,等を進めている。（生ごみの飼料化では、生ごみを油で揚げて、鶏の家さにする等の検討がなされた。）リサイクルがこの方式で特に効果を上げた。

以上（文責 山田 利春）